

平成24年第2回横手市議会4月臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成24年4月23日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の氏名について
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 報告第10号 専決処分の報告について
 - 第 4 報告第11号 専決処分の報告について
 - 第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第10 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第11 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第12 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第14 議案第71号 平成24年度横手市一般会計補正予算（第1号）
 - 第15 議案第71号 平成24年度横手市一般会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（29名）

1 番	木 村 清 貴	2 番	佐 藤 誠 洋
3 番	高 橋 聖 悟	4 番	土 田 百合子
5 番	青 山 豊	6 番	齊 藤 勇
7 番	立 身 万千子	8 番	鈴 木 勝 雄
9 番	小 野 正 伸	10番	遠 藤 忠 裕
11番	土 田 祐 輝	12番	高 橋 大
13番	小 沢 秀 宏	14番	堀 田 賢 逸
15番	佐 藤 徳 雄	16番	佐々木 誠

17番	菅原 惠悦	18番	齋藤 光司
20番	佐藤 清春	21番	佐藤 忠久
22番	寿松木 孝	23番	播磨 博一
24番	佐々木 喜一	25番	佐藤 功
26番	塩田 勉	27番	奥山 豊
28番	阿部 正夫	29番	高橋 勝義
30番	田中 敏雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市長	五十嵐 忠悦	副市長	鈴木 信好
副市長	佐藤 良吉	教育長	高橋 準一
総務企画部長	浮嶋 伸	財務部長	石山 清和
市民生活部長	小丹 茂樹	健康福祉部長	柴田 恒宏
産業経済部長	遠藤 久志	建設部長	照井 康晴
上下水道部長	鈴木 弘志	教育総務部長	小川 良平
教育指導部長	佐々木 孝雄	消防長	泉田 榮次
市立横手病院 事務局長	佐藤 正弘	市立大森病院 事務局長	金澤 和彦
総務企画部次長 兼人事課長	皆川 規和	総務企画部次長 兼市長公室等	小田嶋 利宏
総務企画部長 総務課長	佐藤 亮	総務企画部 経営企画課長	高橋 嘉
財務部財政課長	三浦 淳	横手地域局長	石山 昭一
増田地域局長	遠藤 晴美	平鹿地域局長	眞田 正照
雄物川地域局長	福岡 新作	大森地域局長	高山 勇光
十文字地域局長	鈴木 淳悦	山内地域局長	照井 礼司
大雄地域局長	鈴木 康和		

事務局職員出席者

事務局 局長	高橋 実	主 幹	佐藤 しげ子
--------	------	-----	--------

総務担当副主査 安藤 祐美子

議事調査担当主査 長瀬 肇

議事調査担当主査 松井 尊臣

◎開会及び開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

ただいまから平成24年第2回横手市議会4月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎発言の申し出について

○佐藤清春 議長 市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

4月臨時会の開会に先立ちまして、お時間をちょうだいいたしまして、私から今月初めに発生いたしました暴風災害の支援策について申し上げさせていただきたいと思っております。

4月3日夜から4日未明にかけて発生した超大型の低気圧による暴風は、市内各地に甚大な被害をもたらしました。改めて被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

その対策につきましては、災害発生の翌日には災害対策のための臨時議会の招集を決めさせていただき、災害情報の収集と支援策の立案を並行して行いながら、先週17日に議案説明会を開催させていただいたところであります。しかし、その後におきましても議員の皆様初め、市民の皆様から寄せられる新たな情報や要望は切実なものがあり、当初予定していた支援策のみではカバーし切れないと判断いたしました。

議案説明会後臨時会開催までの間に新たな支援策を検討し、本議会に上程させていただくところといたしました。本来であれば1週間前に議案をお届けし検討させていただくところですが、臨時会のこの機会を逃すとタイムリーな復旧ができないと判断し、本日の上程という形をとらせていただいた次第であります。急な提案となってしまいましたが、一日も早く市民の皆様にご安心していただくとともに、スピード感を持った支援策を行うために議員の皆様にご理解をお願いいたしたく、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

では、私のほうから議案説明会以降に新たに計画させていただいた件について概要をお話しさせていただきます。

初めに、議案説明会の際にも触れさせていただきました農業施設被害についての支援でございますが、県の方針決定を受けて市で上乘せする補助率や利率を確定させ、園芸用ハウス等の復旧助成と融資制度を設けることといたしました。

また、新たに提案する支援策の内容でございますが、大きく2つございます。1つ目は暴風被害家屋

修復支援事業であります。被災家屋の修復に要する費用10万円以上の工事を対象とし、限度額を設けず工事費の10%を助成するものであります。ただし新築は対象外とし、その他手続については平成23年度横手市住宅リフォーム補助事業と同様のものといたします。

2つ目は暴風災害倒木処理助成事業であります。これは市民税非課税世帯を対象に、倒木処理にかかわる伐採、運搬、処分費用の全額を助成するものであります。

なお、災害見舞金の支給事業につきましては、横手市災害見舞金条例に基づき、固定資産台帳に登録されている非住家の建物が全壊、半壊した方に見舞金として3万円を支給する予算を補正するものであります。

以上、新たな事業を含め予算総額1億2,000万円の補正予算を提案させていただきます。詳しい内容は後ほど担当より説明させていただきます。

繰り返しになりますが、市民の皆様が暴風被害から一日も早く復旧、復興するために力を尽くしてまいりますので、議員の皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

◎会議録署名議員の指名について

○佐藤清春 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、10番遠藤忠裕議員、11番土田祐輝議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○佐藤清春 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎報告第10号及び報告第11号の上程、質疑

○佐藤清春 議長 日程第3、報告第10号専決処分の報告について及び日程第4、報告第11号専決処分の報告についての報告2件を一括議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第10号及び報告第11号の2件の報告を終わります。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第5、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました承認第2号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明いたします。

議案書の5ページからとなっております。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、平成24年3月31日付で地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会に報告し承認を得ようとするものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、まず個人市民税関係では、収入が公的年金等のみの方の申告手続を簡素にすること、また、東日本大震災による被災居住用財産の譲渡に関する課税特例の期間の延長や住宅借入金等特別控除に対する特例措置を設けることでございます。

次に、固定資産税関係では、土地負担調整措置の現行の仕組みを平成26年度まで3年間延長するものの住宅用地に係る措置特例を2年の経過措置を設けた上で平成26年度に廃止すること、一部適用期限の到来した新築住宅における固定資産税の減額措置制度を平成25年度まで2年間延長するというふうな内容になってございます。またさらに地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の導入に伴い公共下水道を使用する者が設置する除害施設等において課税標準額の特例措置を設けることなどございます。

それでは条文の内容につきましてご説明いたしますので、7ページをお開きいただきたいというふうに思います。

第36条の2第1項の改正につきましては、一部条文を削ることにより収入が公的年金等のみの方で寡婦控除を受けようとする場合の個人市民税の申告を簡略にするという内容になってございます。

次に、同じページの附則第10条の2は、附則第10条の3とし、新築住宅に係る固定資産税の減額制度の適用期限が2年間延長された認定長期有料住宅等の減額申請手続について定めておるものでございま

す。

また、新たに附則第10条の2として追加したのは、全国一律の条例を制定するよりも地方の裁量を認めた方がより効果的な施策ができると、今回国が地域決定型地方税制特例措置として導入したものでございます。その第1項では公共下水道を使用する者が設置するペーパーの調整槽等の除害施設に対しまして、償却資産課税標準額を本来の課税標準額の4分の3にするというふうな特例でございませぬ。また第2項では、現在市内では該当河川がございませぬが、特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為を行う者が取得した雨水貯留浸透施設に対して同じく3分の2にするという特例措置について定めたものでございませぬ。

次に、8ページをごらんいただきたいと思ひます。

附則第11条の2では、土地に係る固定資産税の評価においては、評価替え年度である平成24年度の基準価格を3年間据え置くこととされておひますが、今回の改正で平成25年度または平成26年度において地価が下落している場合には基準価格に修正を加えることができるとする特例措置を講じたものでございませぬ。

附則第12条では、宅地の負担調整措置について述べておひます。宅地の課税標準額は今年度の評価額と前年度課税標準額を比較した割合で示される負担水準に、これをもとにして決められておひます。今般の税制改正では、商業地等の負担調整は現行どおり変更ありませんが、住宅用地においては、今までの負担水準80%以上の住宅用地の課税標準額は前年度の課税標準額に据え置く特例制度を設けておひましたが、この特例を平成24年度、平成25年度、90%に引き上げる経過措置を平成26年度に廃止するという内容でございませぬ。

次に、9ページをお開きいただきたいと思ひます。

附則第22条の2、これは特例民法法人から一般財団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する図書館あるいは博物館、幼稚園におきまして、直接の用に供する固定資産税を非課税とする法律が施行されたことに伴ひまして、非課税特例を受けようとする者がすべき申請手続の規定を新たに設けたものでございませぬ。

次に、10ページ中段をごらんいただきたいと思ひます。

附則第23条の次に1条加え第23条の2としまして、条文は11ページまでまたがっておひますが、これは個人住民税の課税に際して居住用家屋のある土地の譲渡に適用する課税上の特例措置を、東日本大震災によりこれらの家屋が滅失したあるいは使えなくなった土地の譲渡についても適用することとしておひますが、その適用期間をこれまでの3年から7年に延長するものでございませぬ。

12ページをごらんいただきたいと思ひます。

附則第24条へ新たに1項追加して第2項を定めておひます。これは個人市民税の計算に当たって、居住用家屋の取得に際し適用が受けられる住宅借入金等特別税額控除について、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった従前の家屋に係る分と新たに取得した居住用の家屋に係る分の両方

を控除しようとするものでございます。

附則の第1条では施行日を規定しておりまして、第36条の2第1項ただし書きの改正規定は平成26年1月1日から、それ以外につきましては平成24年4月1日から施行する旨を定めてございます。

附則第2条では個人の市民税に関する経過措置を定めております。

また、13ページから16ページにかけまして附則第3条では固定資産税に関する経過措置について定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第2号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第6、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました承認第3号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明いたします。

議案書の17ページからとなっております。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正する必要が生じましたが、議

会を招集するいとまがなかったため、平成24年3月31日付で地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会に報告し承認を得ようとするものでございます。

今回の改正の内容でございますが、国民健康保険税の所得割の計算において適用します東日本大震災による被災居住用財産の譲渡に関する課税特例の適用期間を延長するというものでございます。

それでは、条文の内容につきましてご説明いたしますので、19ページをお開きいただきたいと思えます。

現条例の附則に1項加えて第24項とするものでございます。これは附則第12項に定めております所得割の計算に係る読みかえ規定について、その引用条文を変更することにより今回の課税特例適用期間を延長するというものでございます。附則の第1項では期日を規定しております。第2項では経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第3号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第7、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横手市一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説

明いたします。

議案書の21ページをお開きください。

本案は、平成23年度横手市一般会計補正予算（第12号）につきまして平成24年3月26日付で地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会に報告し承認を得ようとするものでございます。

補正の内容でございますが、補正予算の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条、繰越明許費の補正であります、2ページをお開きください。

第1表、繰越明許費補正のとおり、2款総務費1項総務管理費の子ども手当システム改修事業の1件を追加しております。

これは国の関係法令が国会で可決されていなかったことから、システム改修が行えなかったために事業を繰り越すものでございます。金額は892万5,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、そしてまたご承認くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第4号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第8、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横手市病院事業会計補正予算（第3号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市立横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました承認第5号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書は23ページでございます。

平成23年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、3月26日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定より本議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第2条では収益的支出の予定額を補正するものでございます。

第2款市立大森病院事業費用の予定額につきまして、総額に変更はございませんが、第1項医業費用において、給与費を1,000万円減額し、材料費を同額増額補正するものでございます。

第3条では資本的収入の予定額を補正するものでございます。

第2款市立大森病院の資本的収入の予定額につきまして、企業債の額が確定したことによる補正で企業債を240万円減額しております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億2,692万2,000円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次のページをお開きください。

第4条は、起債の限度額を改めるものでございます。

市立大森病院の限度額を240万円減額し、市立横手病院、市立大森病院合わせた合計の限度額を4億3,780万円とするものでございます。

第5条では、職員給与費を市立大森病院について改めております。

第6条では、棚卸資産の購入限度額を15億6,867万円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第5号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第9、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横手市一般会計補正予算（第13号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました承認第6号専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

議案書の25ページをお開きください。

本案は、平成23年度横手市一般会計補正予算（第13号）につきまして平成24年3月30日付で地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会に報告し承認を得ようとするものでございます。

補正の内容でございますが、補正予算の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,510万2,000円を追加いたしております。補正後の総額をそれぞれ553億6,367万7,000円に定めたものでございます。

次に、第2条、地方債の補正でございますが、6ページから7ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、地方債補正のとおり、移動通信用鉄塔施設整備事業など23件について起債の限度額を変更しております。今回の地方債の変更は事業費の確定に伴う起債額の変更によるものでございます。

それでは主な補正の内容につきまして歳入のほうからご説明申し上げますので、10ページの事項別明細書歳入表をごらんいただきたいと思います。

1款市税では、市たばこ税の増などで2億1,023万3,000円の増額となっております。

2款の地方譲与税から11款の交通安全対策特別交付金までは、平成24年3月30日付で確定している内容であり、いずれも一般財源ですが国・県などからの交付額が確定したことによる補正でございます。

2款の地方譲与税では自動車重量譲与税の増でございます。4,253万9,000円、それから6款の地方消費税交付金では4,312万6,000円の増額となっております。

10款の地方交付税では7億4,065万4,000円の増額となっております。これは特別交付税の決定に伴う増額でございます。特別交付税につきましては、平成23年度の交付額が20億1,128万9,000円に決定となっております。これは平成22年度の実績額18億4,164万1,000円と比較いたしますと1億6,964万8,000円の増額となっております。除雪費の増数経費のほか大震災関連の特別交付があったためでございます。

14款の国庫支出金であります。1億1,473万4,000円の増額となっております。これは幹線道路除雪

費に係る臨時市町村道除雪事業費補助金などによるものでございます。

18款繰入金では財政調整基金繰入金を5億9,241万3,000円減額してございます。これは財政調整基金の取り崩し分を全額減額する補正でございます。

次に、21款の市債であります。起債額が最終的に確定したことに伴いまして1億4,390万円を減額補正してございます。

続きまして歳出の補正でございますが、国・県補助金や起債額が確定したことによる財源振替がほとんどでございますが、歳出の額に変更があるものについてご説明してまいりたいというふうに思います。

21ページをお開きいただきたいと申します。

4款衛生費3項水道費1目上水道費でございます。上水道事業を3,188万1,000円減額してございます。これは水道事業会計の収益的収入並びに資本的収入で繰り出し基準額が確定したことに伴う一般会計繰出金の減額補正でございます。

7款商工費1項2目商工業振興費でございますが、地域総合整備資金貸付事業を3,800万円減額しております。これは事業費の確定による減額補正でございます。

26ページをお開きいただきたいと申します。

12款公債費1項2目利子で公債償還利子を1,280万円減額してございます。これは公債償還金の利子が確定したことに伴います減額補正でございます。

13款諸支出金2項基金費3目目的基金費でふるさと応援基金積立金として1,231万1,000円を追加補正してございます。これはふるさと納税給付金による積立金でございます。

同じく2目減債基金費で減債基金積立金として5億547万2,000円を追加補正しております。これは歳入及び歳出の一般財源を調整し、その余剰分を減債基金に積み立ていたしまして収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第6号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第10、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横手市土地
区画整理事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省
略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は委員会の付託を省略することに決
定いたしました。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました承認第7号専決処分の承認を求めることについてご説
明いたします。

議案書の27ページをお願い申し上げます。

平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について3月30日付専決処分をいた
しましたので、地方自治法の規定によりこれを報告し承認を求めようとするものでございます。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の内訳について第1表のとおり定めるものでございます。歳入歳出の金額
については増減はございません。

また、第2条では地方債の変更について定めております。

3ページをお願いいたします。

地方債について限度額を230万円減額し5,920万円に改めてございます。

予算の内訳でございますが、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入では、4款繰越金を230万円増額し、6款市債を230万円減額してございます。これは事業費の確
定に伴う市債の減、また不足額について繰越金で補てんしたものでございます。

次に歳出でございますが、1款土地区画整理費について歳入の変更に伴い財源の振替を行ってござい
ます。

以上で説明を終わります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第7号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第11、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第8号についてご説明申し上げますので、議案書の29ページをお開き願います。

平成23年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきまして平成24年3月30日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定によりまして本議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

補正の内容でございますが、集落排水事業特別会計の1ページをお開き願います。

第1条では歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,227万8,000円とするものでございます。

第2条では地方債の変更をしようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

歳出、下段のほうでございますが、2款1項1目集落排水施設事業費につきまして、工事請負費等の精算により単独事業費から230万円を減額しております。

次に上段の歳入でございますが、9款1項1目下水道債から230万円を減額しております。

次に3ページをお開き願います。

3ページの第2表地方債の補正では、事業費の確定により限度額を変更しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第8号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第12、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第9号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第9号についてご説明申し上げますので、議案書の31ページをお開き願います。

平成23年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第3号）につきまして平成24年3月30日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定によりまして本議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

補正の内容でございますが、特別会計の1ページをお開き願います。

第1条では歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,183万円とするものでございます。

第2条では地方債の変更をするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

2款1項1目浄化槽整備事業につきまして、工事請負費の精算により補助事業費から80万円を減額しております。

次に上段の歳入でございますが、7款1項1目下水道債から80万円を減額しております。

次に3ページをお開き願います。

3ページの地方債の補正につきましては、事業費の確定によりまして限度額を変更しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第9号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第13、承認第10号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第6号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第10号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第10号についてご説明申し上げますので、議案書の33ページをお開き願います。

平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第6号）につきまして平成24年3月30日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定によりまして本議会に報告し承認を求めようとするものでございます。補正の内容でございますが、水道補の1ページをお開き願います。

第2条では収益的収入の予定額の補正でございます。

第1款水道事業収益の総額17億9,565万1,000円から143万2,000円を減額し、収入総額を17億9,421万9,000円に改めようとするものでございます。

第2項営業外収益143万2,000円の減額は、繰り出し基準額の確定によりまして一般会計補助金を減額

しようとするものでございます。

第3条は資本的収入の予定額の補正でございます。

第1款資本的収入の総額12億7,446万4,000円から5,343万1,000円を減額し、収入総額を12億2,103万3,000円に改めようとするものでございます。

第2項出資金3,044万9,000円の減額は、繰り出し基準及び建設改良費出資分の確定によるものでございます。

第3項の国庫補助金2,298万2,000円の減額につきましては、補助対象事業費の精算に伴う減額でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額9億5,193万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を8億5,232万9,000円に改め不足額を補てんするものでございます。

次に2ページをごらんいただきます。

第4条では一般会計からの補助金の限度額を改めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第10号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第14、議案第71号平成24年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第71号平成24年度横手市一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

別冊の議案書のほうをごらんいただきたいというふうに思います。

予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,032万

1,000円を追加いたしまして、補正後の総額を493億32万1,000円に定めようとするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、5ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2表、債務負担行為補正のとおり平成24年度暴風害復旧支援資金利子補給についてを追加しようとするものでございます。

それでは歳入歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、先ほど市長からもお話ございましたとおり、4月3日から4日にかけて発生しました暴風被害に対する復旧等の支援対策、暴風及び雪害により損傷した公共施設等の修繕経費などでございます。

初めに歳出の主な内容についてご説明申し上げますので、11ページをお開き願ひたいと思ひます。

3款民生費5項1目災害救助費で暴風災害倒木処理助成事業といたしまして300万円を計上しております。これは、市民税の非課税世帯において暴風災害による倒木を処理する場合に、その費用を全額助成する事業費でございます。

同じく1目災害救助費で災害見舞金支給事業といたしまして111万円を計上してございます。これは、暴風災害により全半壊の被害を受けた家屋の所有者の方々に対しまして、市の災害見舞金支給条例の規定に基づき見舞金を支給する事業費の追加補正でございます。

次に6款農林水産業費の1項農業費3目農業振興費で農業生産施設復旧支援事業といたしまして6,000万円を計上してございます。これは暴風被害を受けた農業生産施設、いわゆる園芸ハウスあるいは畜舎などでございますが、の復旧費用につきまして、県が3分の1を補助し協調助成により市が6分の1をかさ上げし、合計で費用の2分の1を補助する事業の補正でございます。

同じく7目農業制度資金利子補給費でございます。暴風害の復旧支援資金利子補給事業といたしまして89万4,000円を計上してございます。これは、暴風被害からの復旧のための県の支援資金を農家が借り入れた場合に、その貸付金利に対する市負担分と市単独上乘せ分によりまして利子補給を行うという経費の補正でございます。

同じく9目農業施設費でございます。有機センター等管理経費として400万円を計上しております。これは暴風被害を受けました大雄堆肥センターなどの修繕経費でございます。

13ページをお開きいただきたいと思ひます。

8款土木費5項住宅費1目建築住宅総務費で暴風被害家屋修復支援事業といたしまして1,600万円を計上してございます。これは、暴風被害の修復に10万円以上の費用を要する世帯に対しまして、その経費の10%を助成する事業費の補正でございます。

次に10款教育費2項小学校費1目学校管理費で小学校管理費といたしまして1,146万円を計上してございます。暴風被害を受けました浅舞小学校、田根森小学校、雄物川地域の南小学校などの修繕経費でございます。

次に14ページをごらんいただきたいと思ひます。

同じく4項社会教育費7目資料館施設費の雄物川民家苑費でございます。315万円を計上してございます。これも暴風被害を受けました雄物川民家苑の屋根修繕経費でございます。

次に16ページをお開きいただきたいと思っております。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費で道路橋りょう災害復旧事業といたしまして637万5,000円を計上してございます。これは平成24年度におきます凍上災害の認定査定準備といたしまして測量設計を行うための委託料の補正でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、前に戻りまして、8ページ事項別明細書歳入表をごらんいただきたいと思っております。

15款県支出金で4,051万6,000円を計上してございます。これは農業生産施設復旧支援事業費補助金といたしまして4,000万円、それから暴風害復旧支援資金利子補給費補助金といたしまして51万6,000円でございます。

20款であります。諸収入では1,082万1,000円を計上してございます。これは今回の暴風等の被害に係る市有物件等の災害共済会からの共済金の計上でございます。

続いて戻りまして18款繰入金でございますが、財政調整基金繰入金6,898万4,000円を措置いたしまして収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) 8款5項住宅費の住宅総務費の中の暴風被害の支援対策事業についてであります。先ほど来からいろいろ説明をお聞きしますと、昨年度まで実施していたリフォーム事業の形をとりながら支援しようということだというふうに理解します。その詳しい内容をまずお聞きしたいというふうに思います。私も説明会の際にちょっとお話ししましたが、今回はスピード感を持った形の中で復旧をされている方々もいらっしゃいますので、その内容について詳細をお聞かせ願いたいと思っております。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまの内容でありますけれども、まず第1に、対象とする建物でございますけれども、被害を受けた10万円以上の工事費を要する建物でございます。これは住宅、それから非住宅を問わずに該当させるということで考えております。また、助成率につきましては工事費の10%でございます。上限額については設けてございません。これは今回の被害の多くが住宅の屋根が破損しているという、トタンが飛んだり屋根そのものが飛ばされた方もいらっしゃいますけれども、平均の被害額として想定してございますのが25万円ほどということと考えてございます。全体で対象となる建物は、被害報告がございますのは800棟ほどございます。住家、非住家合わせてでありますけれども。これらの被害に遭われた方々につきまして早急に手当が必要であると考えられますし、実際被害に遭われた方々は既に手をかけられている方もいらっしゃると思っておりますので、手続的には昨年までのリフォーム事業の手続を踏襲いたしますが、事後処理といえますか、事前に手をかけられた方であっても、写真であ

ったり、またどうしても写真がないという場合は、現地、また申請者の方からその辺の事情を聞き取り等をいたしまして、今回の4月3日、4日の被害であるという確認がとれた場合は補助を行うということと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） ちょっと運用のほうは広げているようで若干安心しておりますけれども、多分私が思うには、今回の被害の部分の報告を受けた部分については、各地域局単位の中でほぼ間違いなく把握されているというふうに私は理解しております。そこいら辺もうまく利用しますと、当然写真がなくても対象になるものも出てくるであろうし、そういう形で早く手をかけてしまったことで不利益を得るようなことがないように、まずひとつお願いしたいということです。

それともう1つ確認なんですけど、今お話しされた中では、住宅、非住宅含めて全てのものというような意味合いの話のようにとれましたが、これは違いますよね。規定があるかというふうに思いますが、その部分を詳細をもう一度お願いします。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 非住宅につきましては、先ほど説明不足がございました。固定資産台帳に記載のある建物ということでございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。27番奥山豊議員。

○27番（奥山豊議員） 22番さんに関連してでありますけれども、今回、この災害に対しまして示されました支援策に対し、市当局の取り組んだ姿勢を高く私は評価したいと思いますし、きのう全市挙げてのクリーンアップ作戦が行われましたが、まだあっちこちに散乱している状況を見たときに、3日、4日に発生した暴風被害の物すごさを私は感じたわけでありまして。

ここで確認したいことでもありますけれども、この前の協議会のときにもお話ししましたが、農業生産施設であります。あのときの確認では、農作業場、米乾燥調整施設、一般の農作業であります。そこもこの支援策の中に入るというふうなことをおっしゃいました。ちょこっと心配しているのは、こっちは一般の作業場のほう、県の3分の1、横手市の6分の1合わせて2分の1で支援策としてできるわけでありまして、建設部のほうのさっきの説明のほう10万円以上、そしてその支援策10%、1割だというようなことがありましたが、同じ農作業場の被害をどっちなほうでやるかというその判断であります。やっぱり2分の1でやってもらったほうが被災農家にとっては助かるわけでありましてけれども、その判断、農作業場の復旧支援の判断、どのような判断の仕方をされるのか確認したいと思います。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 県の支援制度でございますけれども、これにつきましては農業の生産施設というような枠組みでございます。ということで農業用ハウス、それから畜舎、これが該当になります。農作業小屋等につきましてはこの該当になってございません。ということで、今回の枠組みの中では県

の支援に入らないものについては住宅リフォームを対応させるというような形で全体枠を考えてございます。復旧支援枠と考えてございます。

以上です。

○佐藤清春 議長 27番奥山豊議員。

○27番（奥山豊議員） この前の協議会では農事用の揚水機小屋あるいは米乾燥調整施設、一般で言う私たちの農作業でありますけれども、そこも当てはまるというふうに私は自信を持って理解をしてうちに帰ったわけでありましてけれども、きょうここに来たら、やっぱり10万円以上、10%の範囲で農作業場のほうはそっちでやるというふうでしたので、ちょこっとその理解の仕方、間違っただと思っておりますけれども、そういうことに決定されたということでもありますか。再度確認したいと思います。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今回の支援につきましては、県の支援が先にありまして、それに上乗せをするような形の支援の枠で考えてございます。県の支援対象施設が、パイプハウス、ガラスハウス、畜舎等というような形で施設対象が限定されておりまして、それに市のほうも限定させていただくというような形になろうかと思っております。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 確認のためにちょっとお聞きしたんですけれども、農作業小屋あるいは家屋は農家の方々にも限らず大概の人が火災保険とか共済保険に加入しております。火災保険の場合も総合に入っていると、こういう風害とかそういうのにも該当になりますので、例えばそういう共済を適用になる、あるいはこっちの10%も適用になる、これは両方からもらえますかというか、出ますか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 昨年度の雪害被害の際に住宅リフォーム事業を適用させていただいたわけでありましてけれども、その際につきましても保険については考慮しない状況で補助を実施してございます。今回につきましても同様に考えてございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） この議案書を見てみると、建物は多分屋根が飛んだんだろうと思っておりますけれども、一番最後の道路橋りょうの関係からいけば、道路橋りょうはどのような被害があったのかということ……

【発言する者あり】

○14番（堀田賢逸議員） えっ、凍上災……

【発言する者あり】

○14番（堀田賢逸議員） まず説明をお願いします。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまのご質問は11款の災害復旧費のところでありましてけれども、これにつき

ましては今回の冬場の凍結により道路が破損した災害についての調査費でございます。

○佐藤清春 議長 よろしいですか。

○14番（堀田賢逸議員） はい。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 3款5項の倒木の関係でございますけれども、今回の暴風によりまして自分の地域にもかなり倒木の被害がありました。今回提案されております内容を見ますと、この処理にかかわる費用のうち全額補助するということですが、市民税の非課税世帯ということでもあります。まず、ここになぜ市民税非課税世帯の方だけが補助の対象になったのか、その議論のいきさつをお願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、基本的な考え方から申し上げますと、所有者、それから管理者のはっきりしているものにつきましては、これは個人の財産であるという認識をしております。そのために今回の基本的な考え方で申しますと、この部分の手当てというのは、いいのかもしれないけれども含めまして議論したところなんでございますが、ただ低所得者の方にとりましては、この負担というのが非常に大きくなるだろうということを考慮いたしまして、非課税世帯の方にはこの旨の全額を助成させていただきたいというふうに基本的に考えたところでございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） もちろん市民税非課税世帯の方への補助についてはそういうことだと思いますけれども、報告といいますか、FAXで流れた資料でしたけれども、たしか七百何本かの被害があったというふうな数字が出ていたと思いますけれども、あの数字というのは、この非課税世帯者の処理に当たる数字ということで捉えていいのでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 皆様にお配りしている資料は総数というふうに考えてございます。ただ、実態といたしまして、その数を今この期間の中に把握するということが大変困難な部分もございましたので、市全体の中の非課税世帯の割合等を参考にさせていただいて予算として計上させていただいております。よろしくお願いたします。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 先ほど議論になりましたけれども、住宅の場合は10%、それから農業施設被害の場合は約半分というような補助だったと思いますけれども、何といいますか、この倒木はなぜ10割なのか。例えば非課税世帯でなくても、それよりもちょっと上の世帯といいますか、例えば自分の周りでは20本近く倒れまして、それが隣の敷地の屋根にかかったり、あるいは農地にかかったりということで大変な被害をこうむった世帯もあります。その世帯の方は今自分で処理しているわけですが、

相当な被害額が、処理料が見込まれると思っておりますので、そこら辺の、何と申しますか、支援の策というのは議論にならなかったのかどうか、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 先ほど申し上げましたように、基本的には個人の財産だということでございまして、全国的な例等も調べさせていただきました。その中でもやっぱり今申し上げましたように、個人の財産の部分に対して市が、行政が助成するというケースはほとんどまれでございまして、今回のものについても私どもの判断は、あくまでも低所得者に対してはお金の割合が高いというふうにも判断いたしましたので、今回のような案を提示させていただいております。

ただ、先ほど申し上げるところでございましたが、例えば所有者や管理者のはっきりしないものがあるかと思えます。それらにつきましては前回の支援策の中でもお話しさせていただいておりますが、ご相談いただいた上で市のほうで直接対応させていただくことになろうかと思えます。

よろしくお願いたします。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） リフォーム事業ですけれども、まず従来の県のリフォームと今の暴風の被害で市がかさ上げするということですけれども、これと併用して宅地のリフォームと両方リフォーム事業でできるのかできないのか、別々に県の補助を受けられるのか、リフォームの支援になるのかならないのか、その辺ひとつお願いします。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 私ども今回ご提案させていただいておりますのは、被害家屋の修復支援事業でございまして、県が実施してございますリフォーム事業のほうと両方使えるということで対応したいと思えます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 後ろを見ないで前だけを見て質問します。

災害見舞金支給事業、まずこのことからお願いします。ということは非常に今回、あの説明会からしたら非常に頑張ってスピード感を持ってやっていただいたと非常にうれしく思っています。そういう部分の中で要綱をFAXでいただきました。その中で気になったのが、全壊、半壊、これを市民がどのようにして判断をしていくんだらう。全壊と半壊をちゃんとした形の中でやっぱり教えていただく、自分のうちが、要するに非住家で、全壊、半壊、5万円、3万円云々とあります。その中で数字も全壊が27、半壊が10、このような形が出ているわけでありましてけれども、それは誰がどのような基準のもとに判断するか、まずそれが1点。

それから、2点目は固定資産税の絡みであります。固定資産税台帳に載っているやつというもとの基準でありますから、これが前年度の基準日が1月1日付だと思うんです。そういう部分の中で、全壊に3万円支給したからって、ない建物について3万円以上の固定資産税がかかったらこれはどうにも

ならない。今の中で、今、条例をいろいろやってその部分で聞けばいいんですけども、当市の条例としてはそこら辺がきっちりとなっているのかどうか、この2点をどうかお願いします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 災害見舞金の支給条例につきましては、条例で規定しております、全壊、半壊の判断基準というものは規定してございます。住家であれば、全壊は70%以上、非住家であれば50%以上、半壊は20%以上というように規定されてございます。それでその20%の判断でございましてけれども、これは市民の申請に基づいて、うちのほうの部局とそれから資産税部局と地域局というふうにその現場をまず見ます。あとは写真等で、もう修復している場合は修復したものをを見せていただいて判断して決定するというふうに考えております。

それから税につきましては、税担当のほうで減免措置等はあるものというふうに考えております。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 固定資産税の関係でございまして、平成24年の1月1日が基準日でありますので、その時点で固定資産台帳に登録されてあることが課税の対象でございますから、それが基本になるというふうに考えてございます。災害を受けて免除などの取り扱いもございまして、ただいま健康福祉部長が申し上げました内容とほぼ同じでございまして、いわゆる総資産の2割以上の被害がなければ減免の対象にならないというふうな状況でございまして、あわせて先ほどお話のとおり、固定資産税部署から職員を派遣して、その2割以上の被害があるかどうか、そういったものをしっかり確認した上で減免の対象にもなるんだということの判断をさせていただこうというふうに思っております。

なお、市民税の関係につきましては、今回の災害を受けた方については、問い合わせがあったものについては写真を撮っていただきたい、そして、またそのかかった費用についても控えていただきながら、関係書類は整えていただきながら、いずれ雑損控除の対象になるだろうと。雑損控除の判断につきましては税務署さんが所管してございますので、最終的には税務署さんの判断を仰がなければいけないわけでございますが、一応確定申告時にそれらについても対応できるように、こちら側で対処していこうということで市報等でそうした情報提供をしていく予定でございまして。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 非常に、数字で言えばそのとおりかもしれませんが、2割、8割というのが、家のどこの部分で判断するんだろう。そういう部分の中で、まず現在、風で屋根を全部とられてしまった。その部分で、まず正直を言うと該当になるのかどうか。そこあたりまで教えていただかないと非常に優しくないな。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【発言する者あり】

○18番（齋藤光司議員） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

だから、そういう部分の中で、実際問題、これがやはりさつき保険の話がありましたけれども、災害にありながらも金銭が絡んで、その地域、その家庭の事情を踏まえたときに非常に思いがある。そういう思いの中で、やはり地域民としてやっているわけで、そこあたりを逆に、そういう思いの中で今回やってもらう以上、その8割とかそういうのでなくて、要するにどれぐらいが、屋根飛んだ時にはトタン飛んだぐらいでは何にもならないどもという部分の中でまずひとつ大体の部分でいいから基準を教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

それから、今回倒木についてですけれども、これについてもよくやっていただいたなと思います。基準はどうであれ、やっぱり処理費用だけでなく、伐採、それから運搬まで見ていただいたという部分は非常にありがたく思っております。しかし1つだけ、所管が市民生活部の暮らしの相談課でありますので、関連してお聞きしておきます。これは空き家条例の絡みでありますけれども、相続放棄をされた、それこそわが地区の屋根を丸きり飛ばされた一軒家がありまして、近隣住民がきのうの風でも、やはり強かったですね、あそこの中で飛散物があって、やっぱりどうするなよという相談を受けております。これについて方向性だけでも、数字はついていませんけれども、方向性だけでもどうしても教えていただきたい。まず、今の風被害の質問については以上で、長いと嫌われますので、そこで終わります。まずどうかお願いします。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 先ほどの答弁は言葉足らずでございました。もう少し具体的にお話をさせていただければよかったというふうに思います。

屋根のいわゆる鋼板部分、いわゆる鉄板部分といいますか、それだけ飛ばされただけでは、やはり20%以上の被害には到達いたしませんでした。これはいわゆる固定資産税の評価を担当する部署で一定の積算をさせていただいたところでもございました。それから、やはりその屋根だけではなくて下地、あるいはその破風、それによってまたその下屋部分が被害をこうむったとか、そういったいろんなケースがあるというように思われますので、その都度現場を確認した上で一定の評価をさせていただこうというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいまお話がありました十文字の空き家で屋根を飛ばされた件ですけれども、個別に相談を受けております。12月に議決いただきました空き家条例の関係の対象として、暮らしの相談課と地域局で法律的な相談をさせていただいております。いろんな処理に関しましては、例えば今の見舞金ですとか、それから廃材等については、今予備費で対応しております災害廃棄物の助成制度を活用できるかどうか検討しているところです。いずれ所有者の方は市の近隣にお住まいだということで、直接担当の者が訪問して適正に管理してもらうということで今協議をしているところであります。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 実際問題、相談中とはいいいながら、きのうの風でやっぱり飛散があった、実

際ですね。そういう部分の中で、じゃ我々に何ができるかという話なんです。現在進行形の中でやっているから、やっぱりスピード感を持ってやっていただきたい。そして、その情報を地域にやはり周知していただきたい、まずこれはお願いしておきます。

もう1点だけ質問させていただきます。11款2項道路橋りょう災害復旧費、凍上災についてであります。この点については非常に、いよいよ凍上災がまた認められるなどという話の中で、前回、8地区の中でももらえない地区が、要するに申請をしなかった地区があったのに、ここにいる、今、副市長の佐藤副市長、それから遠藤部長が先頭になって、非常に県の中でも準備をして、それこそ市全般の中でとった、そういう記憶があります。今回もこういう準備をしながら、どの路線、大体延長何メートルぐらいやられるつもりか。要するに、ほとんどこれは国のお金なんです。認められれば全部とっていいほど国のお金でできる。だから申請方法も間違わないで一生懸命金をかけてもいいからやっていただきたいというお願いの中でやるんですけれども、その中でどれぐらいの総延長も含めてやられるのか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 お話の路線延長等の内容でありますけれども、今回の被害、雪消えと同時に凍上災のお話が内々ありまして、それで各地域局で凍上災に該当するような路線を拾い上げしていただきました。その中で国の採択基準もございまして、なかなかやはり我々が判断してもこれは難しいというもの中にはありましたので、その中から現在選りすぐった段階で20路線ほど候補に上げております。それで実際査定を受けた段階ではやはり国の判断等も入ってまいりますので、さらに路線数は絞られていくものと思いますし、また延長も短くなりがちなものですから、とりあえず現在市サイドでこれなら大丈夫だろうという判断のものを今回調査させていただきたいということで委託費を上げさせていただいております。実際の延長等につきましては、やはり採択を受けた後でないにご報告等できないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 一言、絶対大丈夫なものを上げてやるのでなくて、これもかかるという市の独自のやっぱり目線を持って、採択するしないは国の判断です。でも、これもやってもらいたい、あれもやってもらいたいというのは市の目線ですよ。そこをかけてもいいからやはり上げること、とにかくその該当するようなものは上げることだと思います。奮闘を祈ります。頑張ってください。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成24年度横手市一般会計補正予算（第1号）は、29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本補正予算は、29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議員全員の29人を指名いたします。

一般会計予算特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後 4時35分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の取り消し

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 午前中の私の質問の中で一部不適切な発言がありましたので、おわびをするとともに、議長に対しましてはしかるべき措置をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいま、18番齋藤光司議員から、午前中の質問中、一部不適切な発言の部分については発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、18番齋藤光司議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

◎議案第71号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第15、議案第71号平成24年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（11番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会委員長報告を申し上げます。

今臨時会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案第71号について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案の審査については、一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を、総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会に委嘱して審査いたしました。

先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案のとおり可決すべ

きものでありました。本案について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第71号平成24年度横手市一般会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。

したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○佐藤清春 議長 これで平成24年第2回横手市議会4月臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 4時39分 閉 会